

意 匠 審 査 基 準

特 許 庁

意匠審査基準について

意匠審査基準は、意匠審査における意匠法の統一的な条文解釈及びその運用を図るためのものであり、古くは昭和5年頃に「意匠審査取極」として既に存在し、その後昭和34年改正意匠法に対応すべく昭和43年6月に公表された「意匠審査基準」が数度の若干の追加修正等を経つつも約30年以上に渡り活用されてきた。

その後、平成10年に大幅な意匠法の改正が行われ、更に平成11年においても一部の条文について改正が行われ、その改正条文の解釈及びその運用に関し、「平成10年改正意匠法 意匠審査の運用基準」、「平成11年改正意匠法 意匠審査の運用基準」において統一的な運用を図ってきたが、審査実務においては、それらに加え既存の「意匠審査基準」をも併せ読む必要があった。

このような状況を踏まえ、意匠審査基準室では既存の「意匠審査基準」、「平成10年改正意匠法 意匠審査の運用基準」、「平成11年改正意匠法 意匠審査の運用基準」に基づき、意匠の審査実務に関わる条文ごとに「意匠審査基準」を再編集し、公表することとした。

平成14年1月
特許庁審査業務部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準（平成18年改正意匠法対応）について

「意匠法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第55号）が平成18年6月7日に公布され、意匠法の主たる改正項目につきましては平成19年4月1日から施行されることになりました。これに伴って、これまで公表してきた意匠審査基準のうち、次の部分を改正しました。また、各章の関連条文についても併せて修正しました。

この意匠審査基準は、平成19年4月1日以降の意匠登録出願について適用します。（なお、第3部「新規性の喪失の例外」は、平成18年9月1日以降の意匠登録出願について適用しません。）

- ◎ 第2部 第2章 「意匠の類否判断」
- ◎ 第2部 第4章 「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」
- ◎ 第3部 「新規性の喪失の例外」
- ◎ 第6部 「先願」
- ◎ 第7部 第1章 「部分意匠」
- ◎ 第7部 第3章 「関連意匠」
- ◎ 第7部 第4章 「意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠」

平成19年4月
特許庁審査業務部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準の一部改正について

この度、既存の「意匠審査基準」のうち、第7部第4章「意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠」及び第10部「パリ条約による優先権等の主張の手続」を改正しました。なお、改正部分については、平成20年7月に行われた産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会（以下、意匠制度小委員会という。）第1回意匠審査基準ワーキンググループにおいて検討され、その後、平成20年9月から10月にかけて特許庁内外の意見聴取を行い、それを踏まえて必要な修正を行い、平成20年10月に開催された意匠制度小委員会第2回意匠審査基準ワーキンググループにおいて承認されたものです。

この意匠審査基準第7部第4章及び同第10部については、平成20年10月31日以降に審査される出願に適用します。

- ◎ 第7部 第4章 「意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠」
- ◎ 第10部 「パリ条約による優先権等の主張の手続」

平成20年10月
特許庁審査業務部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準の一部改訂について

この度、「特許法等の一部を改正する法律」（平成20年4月18日法律第16号）による意匠法の改正に伴い、意匠審査基準の以下の項目において「30日」を「3月」に修正する改訂を行いました。

「第8部第2章 補正の却下」及び「第9部第4章 補正後の意匠についての新出願」の改訂内容は、平成21年4月1日以降に却下の決定の謄本が送達された出願に適用され、「第9部第2章 出願の変更」の改訂内容は、平成21年4月1日以降にもとの特許出願について拒絶すべき旨の最初の査定の謄本が送達された出願に適用されます。

- ◎ 第8部 第2章 「補正の却下」
- ◎ 第9部 第2章 「出願の変更」
- ◎ 第9部 第4章 「補正後の意匠についての新出願」

平成21年7月
特許庁審査業務部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準の一部改訂について

この度、新たに第11部「審査の進め方」を追加致しました。この「審査の進め方」は、意匠の実体審査の進め方の概要を示したもので、平成21年度に開催された産業構造審議会 知的財産政策部会 意匠制度小委員会（以下単に「意匠制度小委員会」という。）第3回 意匠審査基準ワーキンググループ（平成21年11月開催）及び 意匠制度小委員会 第4回 意匠審査基準ワーキンググループ（平成22年1月開催）においてその内容が検討され、その後、平成22年2月に特許庁内外の意見聴取を行い、それを踏まえて必要な修正を行い、意匠制度小委員会 意匠審査基準ワーキンググループにおいて承認されたものです。

また、第11部に「審査の進め方」を追加したことに伴い、従来の第11部「その他」を繰り下げて第12部「その他」と致しました。

この意匠審査基準については、平成22年4月1日以降に審査される出願に適用します。

◎ 第11部 「審査の進め方」

◎ 第12部 「その他」

平成22年4月
特許庁審査業務部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準の一部改訂について

この度、既存の「意匠審査基準」のうち、第2部第1章「工業上利用することができる意匠」、第7部第1章「部分意匠」、第7部第4章「画像を含む意匠」を改正しました。なお、改正部分については、産業構造審議会 知的財産政策部会 意匠制度小委員会（以下「意匠制度小委員会」という。）第5回意匠審査基準ワーキンググループ（平成23年3月開催）、及び 意匠制度小委員会 第6回意匠審査基準ワーキンググループ（平成23年5月開催）においてその内容が検討され、その後、平成23年5月から6月にかけて特許庁内外の意見聴取を行い、それを踏まえて必要な修正を行い、意匠制度小委員会 意匠審査基準ワーキンググループにおいて承認されたものです。

この意匠審査基準第2部第1章、第7部第1章、第7部第4章については、平成23年8月1日以降の意匠登録出願について適用します。

平成23年7月
特許庁審査業務部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準の一部改訂について

この度、新たに第11部「国際意匠登録出願」を追加するとともに、第2部第4章「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」、第6部「先願」、第7部第3章「関連意匠」、第9部第1章「意匠登録出願の分割」、第10部「パリ条約による優先権等の主張の手続」、第12部「審査の進め方」を修正致しました。今般の改訂は、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応したもので、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会第1回意匠審査基準ワーキンググループ（平成26年10月開催）及び、同第2回意匠審査基準ワーキンググループ（平成26年10月開催）においてその内容が検討され、その後、平成26年10月から11月にかけて特許庁内外の意見聴取を行い、それを踏まえて必要な修正を行った後、同第3回意匠審査基準ワーキンググループ（平成26年12月開催）において承認されたものです。

また、第11部に「国際意匠登録出願」を追加したことに伴い、従来の第11部「審査の進め方」、及び第12部「その他」を繰り下げて、それぞれ、第12部「審査の進め方」、第13部「その他」と致しました。

この意匠審査基準については、平成27年5月13日以降に審査される出願に適用します。

- ◎ 第2部 第4章 「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」
- ◎ 第6部 「先願」
- ◎ 第7部 第3章 「関連意匠」
- ◎ 第9部 第1章 「意匠登録出願の分割」
- ◎ 第10部 「パリ条約による優先権等の主張の手続」
- ◎ 第11部 「国際意匠登録出願」
- ◎ 第12部 「審査の進め方」
- ◎ 第13部 「その他」

平成27年4月
特許庁審査第一部意匠課
意匠審査基準室

意匠審査基準の一部改訂について

この度、第7部第4章「画像を含む意匠」の項を改訂しました。今般の改訂は、産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会（以下「意匠制度小委員会」という。）報告書「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」（平成26年1月）を受け、意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループにおいて内容が検討され（平成27年3月から11月）、その後、意匠制度小委員会における確認及び意見募集手続を経て承認されたものです（平成28年1月）。

この改訂意匠審査基準第7部第4章は、「74.4.3 創作非容易性」については平成28年4月1日以降に審査される意匠登録出願に、「74.4.3 創作非容易性」を除く部分については同日以降の意匠登録出願に、それぞれ適用します。

◎ 第7部 第4章 「画像を含む意匠」

平成28年3月
特許庁審査第一部意匠課
意匠審査基準室

意匠審査基準の一部改訂について

この度、第1部第2章「意匠登録出願に係る意匠の認定」、第2部第1章「工業上利用することができる意匠」、及び第3部「新規性の喪失の例外」の項を改訂しました。

今般の改訂は、産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会 意匠審査基準ワーキンググループにおいて内容が検討され（平成28年12月から平成29年2月）、その後、意見募集を行い（平成29年2月から3月）、それを踏まえて必要な修正を行ったものです。

この改訂意匠審査基準は、平成29年4月1日以降に審査される意匠登録出願に適用します。

- ◎ 第1部 第2章 「意匠登録出願に係る意匠の認定」
- ◎ 第2部 第1章 「工業上利用することができる意匠」
- ◎ 第3部 「新規性の喪失の例外」

平成29年3月
特許庁審査第一部意匠課
意匠審査基準室

意匠審査基準 沿革

昭和43年 6月12日
昭和60年 6月27日一部追加
昭和60年 6月27日一部改正
昭和60年12月11日一部修正
昭和62年 3月 5日一部追加
昭和63年 3月15日一部追加
平成 元年 3月23日一部追加
平成 5年 4月23日一部修正
平成 5年11月 8日一部修正
平成 6年 6月16日一部修正
平成14年 1月31日一部追加
平成14年 1月31日一部修正
平成19年 4月 1日一部追加
平成19年 4月 1日一部修正
平成20年10月31日一部修正
平成21年 7月 1日一部修正
平成22年 4月 1日一部追加
平成23年 8月 1日一部修正
平成27年 4月10日一部追加
平成27年 4月10日一部修正
平成28年 3月11日一部修正
平成29年 3月31日一部修正